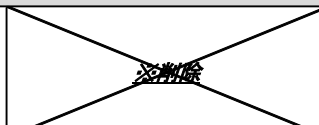


- 1 会議名 議会基本条例検証特別委員会
- 2 日時 令和5年1月13日（金）
午前10時から午前11時52分まで
- 3 場所 第2・第3委員会室
- 4 出席委員 13名
- 5 欠席委員 鬼頭博和委員長、堀巖委員
- 6 事務局出席者 議会事務局長 丹羽至、議会事務局統括主査 寺澤顕
- 7 副委員長あいさつ
- 8 協議事項
 - (1) 議会基本条例の検証について
委員長から検証の進め方について確認した後、全27条の検証を行った。
詳細は別表のとおり。
 - (2) その他
特になし。
- 9 その他
次回、1月16日は開催せず、第2回目として、1月27日午前10時の開催を確認した。

岩倉市議会基本条例の検証シート（令和4（2022）年度）

岩倉市議会基本条例第27条の規定により条例の達成状況を次のとおり検証します。

議会基本条例		令和4年度の実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の取組実績等
第1条	(目的)		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他（対象外）			
第2条	(定義)		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他（対象外）			
第3条	(基本原則)		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他（対象外）			
第4条	(議会の責務と活動原則)	議会は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。				
(1)	公正性、透明性等を確保し、市民に信頼される開かれた議会を目指すこと。	・ 常任委員会の録画配信について年間を通して行った。	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 退席の意見表明の場についてさらなる検討をする。 ・ 正副議長の所信表明に対する質疑応答を研究する。 ・ 委員会室マイクシステムを更新する。 ・ 会議録反訳ソフトの導入を検討する。 ・ 議員派遣の議決（視察・議会報告会等） ・ 政務活動費の透明化（後払い、第三者監査等） ・ 特別委員会・協議会等の録画配信を検討する。 ・ 録画配信の効果について検証する 	【令和3年度】 ・ 常任委員会の録画配信について年間を通して行った。 【令和2年度】 ・ 委員会放映に向けて検討し、12月定例会から常任委員会の録画配信を行った。 ・ 退席の意見表明について引き続き検討し、試行的に、事前申出の上、討論の前に行うこととした。 ・ コロナ対策における議員報酬の削減や議会費の一部執行停止を決議として行った。
(2)	市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ふれあいトークを11回開催した。（サポーター8回、市民活動団体1回、商工会1回、農業委員会1回） ・ 議会ホームページを活用したオンラインによる意見募集を2回行った。（9月定例会後、3月定例会前） 	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）		<ul style="list-style-type: none"> ・ ふれあいトークの改善（参加・発言のしやすさ、オンラインでの企画、女性・若者対象、開催要綱の改正等） 	【令和3年度】 ・ ふれあいトークを4回開催した。（サポーター3回、市民活動団体1回） ・ 市民活動団体とオンラインでのふれあいトークを開催した。 ・ 議会ホームページを活用したオンラインによる意見募集を2回行った。（9月定例会後、3月定例会前） 【令和2年度】 ・ ふれあいトークを4回開催した。（サポーター3回、市民活動団体1回） ・ 市民活動団体とオンラインでのふれあいトークを開催した。 ・ 議会報告会の代わりにホームページ等を活用した議案に対する意見募集を行った。3月定例会で質疑に反映した。
(3)	市の条例、規則等に対し、常に検証を行うこと。	・ 市交通安全宣言の見直しについて協議した。	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 要綱を公開するよう市に申し入れる。 ・ 引続き、議案に関連する条例については、注意を払っていく。 ・ 岩倉市独自の既存条例を検証する。 ・ 会議規則の調査・研究を行う。 	【令和3年度】 ・ 「岩倉市議会会議規則」、「岩倉市議会ふれあいトーク実施要綱」等を改正した。 ・ 議会ホームページに議会に関する要綱を掲載した。 ・ 要綱の公開について市に状況確認を行った。 ・ 市の要綱及び要領の名称一覧表の提供を議長から市長に依頼し、提供された。 【令和2年度】 ・ 新たに次の要綱等を整備した。「岩倉市議会政策提案の実施に関する要綱」「岩倉市議会の議会動画のインターネット配信に関する要綱」「岩倉市議会議員防災服等貸与規程」 ・ 市交通安全宣言の見直しについて協議した。
(4)	市民の傍聴意欲が高まるように、わかりやすく工夫した議会運営を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般質問において、各議員が資料及びモニターを積極的に活用した。 ・ 各定例会で引き続き非接触体温計カメラを設置した。 	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 傍聴席からモニターが見にくいので、改修を検討する。 ・ 傍聴規則の見直し 	【令和3年度】 ・ 一般質問において、各議員が資料及びモニターを積極的に活用した。 ・ 各議員がモニターの字が大きく表示されるように工夫した。 ・ 3月定例会において非接触体温計カメラを設置した。 【令和2年度】 ・ コロナ禍において傍聴自粛を呼びかける一方で、傍聴者の安全対策として、アルコール消毒・記名・座席の間隔を開ける等を行った。
第5条	(議員の責務と活動原則)	議員は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。				
(1)	議会が言論の府であること及び合議制機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじること。	・ 常任委員会において委員間討議を旺盛に行った。	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 改めて、本会議における議員間討議のあり方を検討する必要がある。 	【令和3年度】 ・ 常任委員会の請願審査において委員間討議を旺盛に行った。 【令和2年度】

議会基本条例		令和4年度の取組実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の取組実績等
(2)	市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高めて、市民の代表としてふさわしい活動をする事。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他（対象外）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査委員の複数年任期検討 	【令和3年度】 【令和2年度】
(3)	議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他（対象外）			【令和3年度】 【令和2年度】
第6条 (議員研修の充実強化)						
	議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン視察2件の受入れ対応をした。 ・ 議会改革をテーマとした他市町議会からの視察(計19市町)に2班及び3班に分けた議員で対応した。 	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会と大学の連携 ・ 公開講演会の開催 ・ 法制執務研修 	【令和3年度】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総務・産業建設常任委員会がオンライン視察を行った。 ・ オンライン視察2件の受入れ対応をした。 ・ 新型コロナウイルス感染症対策として、行政視察の受入れ並びに先進地への行政視察及び政務活動費による視察・研修等判断基準を策定した。 【令和2年度】
第7条 (議会図書室の充実)						
	議会は、議員の調査研究及び政策立案に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、その充実に努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規の図書入荷情報を議員にメールし共有した。 ・ 議員に議会費で購入してほしい図書の案内を行った。 	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 政務活動費で購入した図書及び市が購入している図書について情報の共有化を研究する。 	【令和3年度】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規の図書入荷情報を議員にメールし共有した。 ・ 議員に議会費で購入してほしい図書の案内を行った。 【令和2年度】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規の図書入荷情報を議員にメールし共有した。 ・ 分類見出しを設置したことで図書を探しやすくなった。
第8条 (会派)						
1	議員は、会派を結成することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会派に属さない議員が3人となった。 	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他（対象外）			【令和3年度】 【令和2年度】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新しい会派が結成された。会派に属さない議員が2人となった。
2	会派は、共通の理念を持つ集合体であって、政策立案又は提案を行うための調査研究に努めなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各議員が研修等に参加した。(オンライン4回、対面研修7回) 	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）			【令和3年度】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各議員がオンライン研修等に参加した。(計17回) 【令和2年度】
第9条 (政務活動費の執行及び公開)						
	会派又は議員は、政務活動費の執行に当たっては、岩倉市議会政務活動費の交付に関する条例(平成24年岩倉市条例第33号)を遵守し、その政務活動費の用途及び調査研究その他の活動の結果については、市民に積極的に公開し、説明責任を果たさなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収支報告書と領収書をホームページ上でリンクさせた。 ・ 各会派及び無会派の議員全ての収支報告書を領収書と共にホームページに掲載し公表している。(平成28年度分～) 	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 収支報告書と研修報告書をホームページ上でリンクさせることを検討する。 	【令和3年度】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各会派及び無会派の議員全ての収支報告書を領収書と共にホームページに掲載し公表している。(平成28年度分～) 【令和2年度】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各会派及び無会派の議員全ての収支報告書を領収書と共にホームページに掲載し公表している。(平成28年度分～) ・ コロナ禍の状況を見て、事務経費を除き返納した。
第10条 (市民参加及び市民との連携)						
1	議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。ただし、法に規定する秘密会を除く。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次回会議までに会議録を概ね作成することができた。 	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）			【令和3年度】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回会議までに会議録を作成することができた。 【令和2年度】 <ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ禍で視察対応等が無かったため、時間的余裕があり、会議録をスムーズに作成し、公開することができた。
2	議会は、法の規定による参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他（対象外）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参考人制度及び公聴会制度を活用する発議がなかった。 		【令和3年度】 【令和2年度】

議会基本条例	令和4年度の取組実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の取組実績等
<p>3</p> <p>議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。</p>	<p>・陳情を請願並みに取り扱うことについて、議運で議論した。</p> <p>・採択、不採択の二者択一ではなく、請願者の願意に沿って、十分な議論のもとに趣旨採択や一部採択を活用し適切に扱った。</p> <p>・陳情の意見陳述の機会を設けた。（9月：第14号）</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>概ね達成 <input type="checkbox"/>一部達成 <input type="checkbox"/>未達成 <input type="checkbox"/>その他（対象外）</p>			<p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採択、不採択の二者択一ではなく、請願者の願意に沿って、十分な議論のもとに趣旨採択や一部採択を活用し適切に扱った。 ・陳情の意見陳述の機会を設けた。（6月：第1号及び第2号、9月：第4号） ・陳情第5号を請願同様に扱い採決した。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採択、不採択の二者択一ではなく、請願者の願意に沿って、十分な議論のもとに趣旨採択や一部採択を活用し適切に扱った。 ・陳情の意見陳述の機会を設けた。（6月：第1号及び第2号、9月：第4号） ・議会運営委員会に付託した請願について、議会基本条例推進協議会にて全員の意見を聴くなど慎重かつ時間をかけて扱った（9月請願第4号）。 ・採決した全ての請願において提案者による意見陳述の機会を設けた（6月：第1号 9月：第2～4号まで 12月：第5、6号）。 ・採択した請願を市長に送付した後、処理の経過及び結果の報告を請求することを確認した。
<p>4</p> <p>議会は、岩倉市議会サポーターを設置し、市民から要望、提言その他の意見を広く聴取し、議会運営に反映させるものとする。</p>	<p>・5期目のサポーター制度を実施した。</p> <p>・無作為抽出15人、継続者7人による計22人市議会サポーター5期目として委嘱した。</p> <p>・議会サポーターから26件の「議会サポーターの声」をいただき、議会運営委員会を中心に議論し、議会サポーターへ回答を返した。</p> <p>・議会サポーターとの意見交換会を定例会後に開催した（実績：8回）（第4条第2号 再掲）</p>	<p><input type="checkbox"/>概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/>一部達成 <input type="checkbox"/>未達成 <input type="checkbox"/>その他（対象外）</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・サポーターの任期について検討する。 ・サポーター制度のあり方を検討する。 ・サポーターへの資料提供について検討する。 	<p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4期目のサポーター制度を実施した。 ・無作為抽出13人、公募1人、継続者3人による計17人を市議会サポーター4期目として委嘱した。 ・議会サポーターから11件の「議会サポーターの声」をいただき、議会運営委員会を中心に議論し、市議会サポーターへ回答を返した。 ・議会サポーターとの意見交換会を定例会後に開催した（実績：3回） <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3期目のサポーター制度を実施した。 ・新型コロナウイルスの影響で無作為抽出と公募は実施せず、2期目からの継続希望者のみを市議会サポーター3期目として委嘱した（8名）。 ・議会サポーターから15件の「議会サポーターの声」をいただき、議会運営委員会を中心に議論し、市議会サポーターへ回答を返した。 ・本会議、委員会等の傍聴のほか、議会基本条例推進協議会、議会基本条例検証特別委員会への出席も案内し促した。 ・議会サポーターとの意見交換会の回数を増やし、毎定例会後に開催することとした（実績：4回）。 ・第3者検証に向けた試みもあり、議員が行った検証に対し議会サポーターと意見交換をすることにした。 ・1期目のサポーターの声に対し、再回答を作成しホームページに掲載した。 ・サポーター用に委員会傍聴の際に予算書だけでなく積算内訳書を用意した。
<p>5</p> <p>議会は、市民等との意見交換の場を設けるものとする。</p>	<p>・ふれあいトークを11回開催した。（サポーター8回、市民活動団体1回、商工会1回、農業委員会1回）</p> <p>・議会報告会の代わりにホームページ等を活用した意見募集を行った。（9月定例会後、3月定例会前）（第4条第2号 再掲）</p> <p>・Web会議ツール有償版を用いてサポーターとのふれあいトークを行った。</p>	<p><input type="checkbox"/>概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/>一部達成 <input type="checkbox"/>未達成 <input type="checkbox"/>その他（対象外）</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・子ども議会の開催 ・高校生議会の検討 ・議会と大学の連携 	<p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市議会サポーターとの意見交換会を3回実施した。 ・市民活動団体とオンラインでの意見交換会を1回実施した。 ・議会報告会の代わりにホームページ等を活用した意見募集を行った。（9月定例会後、3月定例会前） ・オンラインでの会議や、ふれあいトークに活用するため、Web会議ツール有償版について検討し予算要求した結果、新年度予算に計上された。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市議会サポーターとの意見交換会を4回実施した。 ・市民活動団体とオンラインでの意見交換会を実施した。 ・議会報告会の代わりにホームページ等を活用した議案に対する意見募集を行った。3月定例会で質疑に反映した。（第4条第2号 再掲）
<p>第11条</p>	<p>（広報広聴機能の充実）</p>				
<p>1</p> <p>議会は、議案等に対する議論及び各議員の態度を議会広報・岩倉市議会ホームページで公表するなど、情報の提供に努めるものとする。</p>	<p>・次回会議までに会議録を概ね作成することができた。（第10条第1項再掲）</p> <p>・常任委員会における審査を録画配信した。</p> <p>・議会関連の要綱をホームページ上に公開している。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>概ね達成 <input type="checkbox"/>一部達成 <input type="checkbox"/>未達成 <input type="checkbox"/>その他（対象外）</p>			<p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回会議までに会議録を作成することができた。（第10条第1項再掲） ・常任委員会における審査を録画配信した。 ・議会関連の要綱をホームページ上に公開した。 ・議会日より編集方針において、一般質問のページの原稿提出期限を定例会最終日の前日に改めた。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で視察対応等が無かったため、時間的余裕があり、会議録がスムーズに作成できた。（第10条第1項再掲） ・ホームページでの新たな配信情報として、議会メッセージ、コロナ対応の取組みを掲載した。 ・常任委員会における審査を録画配信した。 ・議会関連の要綱をホームページ上に公開していくこととした。 ・ホームページへの議案の掲載時期を見直し、告示日以降の開会前に掲載することとした。

議会基本条例		令和4年度の取組実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の取組実績等
2	議会は、多様な広報広聴手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つように努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・5期目のサポーター制度を実施した。(第10条第4項 再掲) ・ホームページを活用し、市民から決算及び新年度予算事業に対する意見募集を行った。(第4条第2号 再掲) ・常任委員会の録画配信を年間を通して行った。(第4条第1号 再掲) ・ホームページに、議会のあらましを説明する子ども向けで分かりやすいページを公開している。 ・<u>市議会だよりの音声版について音訳ボランティアとの意見交換を行い、予算要求した。</u> 	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)		<ul style="list-style-type: none"> ・SNSを利用した広報の具体化を執行機関と協議していく。 ・オンラインによる広聴のあり方について検討する。 	【令和3年度】 <ul style="list-style-type: none"> ・4期目のサポーター制度を実施した。(第10条第4項 再掲) ・ホームページを活用し、市民から決算及び新年度予算事業に対する意見募集を行った。(第4条第2号 再掲) ・常任委員会の録画配信を年間を通して行った。(第4条第1号 再掲) ・ホームページに、議会のあらましを説明する子ども向けで分かりやすいページを作成した。 【令和2年度】 <ul style="list-style-type: none"> ・3期目のサポーター制度を実施した。(第10条第4項 再掲) ・ホームページを活用し、新年度予算事業に対する意見募集を行った。(第4条第2号 再掲) ・委員会放映に向けて検討し、12月定例会から常任委員会の録画配信を行った。(第4条第1号 再掲)
第12条 (議会と市長等との関係) 議会は、市長等の監視及び評価を行い、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。						
(1)	議会の本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、原則一問一答の方式で行うものとする。		<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和3年度】 【令和2年度】 <ul style="list-style-type: none"> ・全ての本会議における質疑応答において、一問一答で行った。
(2)	議長から本会議並びに常任委員会及び特別委員会への出席を要請された市長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。		<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和3年度】 【令和2年度】
(3)	議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。この場合においては、文書により回答を求めるものとする。		<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和3年度】 【令和2年度】 <ul style="list-style-type: none"> ・1名の議員が上下水道課に対し文書質問を1回行った。
(4)	市長等は、議員から要請等があった場合において、両者の関係の透明性を図るため必要と認めるときは、当該要請等を文書により行うよう求めることができる。		<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和3年度】 【令和2年度】
第13条 (議会審議における論点情報の形成)						
	議会は、市長が提案する政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。 (1) 政策の発生源と提案に至るまでの経緯 (2) 政策効果等 (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討 (4) 市民参加の実施の有無とその内容 (5) 総合計画との整合性 (6) 財源措置		<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和3年度】 【令和2年度】
第14条 (予算及び決算における政策説明資料の作成)						
	議会は、市長が予算及び決算を議会に提出する際は、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料を求めるものとする。		<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)		<ul style="list-style-type: none"> ・行政評価のあり方 	【令和3年度】 【令和2年度】
第15条 (資料の提出その他の協力)						
	議会は、自らの政策形成並びに市政及び市長等の事務に係る監視及び調査を行うため、市長等に対し、文書により、資料の提出又は説明その他必要な協力を求めることができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・執行機関に対し、文書にて13回の資料要求を行った。 	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和3年度】 <ul style="list-style-type: none"> ・執行機関に対し、文書にて13回の資料要求を行った。 【令和2年度】 <ul style="list-style-type: none"> ・執行機関に対し文書にて5回の資料要求を行った。

議会基本条例		令和4年度の取組実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の取組実績等
第16条	(法第96条第2項の議決事件)					
	法第96条第2項の議会の議決すべきものは、市政における重要な計画等の決定に当たり、地域における総合かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想並びにこれに基づく基本計画の策定及び変更その他議会が必要と認め、市長等が認めたものとする。		<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和3年度】 【令和2年度】 ・第5次総合計画検討特別委員会を設置し、11回にわたって検討した。 ・第5次総合計画審査特別委員会を設置し、議案の審査を行った。
第17条	(運営の原則)					
1	議会は、市民に開かれた運営を行うものとする。	・5期目の市議会サポーター制度を実施し、議会運営に関する意見が提出された。(第10条第4項 再掲)	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和3年度】 ・4期目の市議会サポーター制度を実施し、議会運営に関する意見が提出された。(第10条第4項 再掲) 【令和2年度】 ・3期目の市議会サポーター制度を実施し、議会運営に関して意見が提出された。(第10条第4項 再掲)
2	議会は、合議制機関として、円滑で効率的な運営に努めなければならない。	・議員への連絡事項や会議日程の効率化のため、グループウェア(LINE WORKS)を活用した。 ・押印廃止に関する見直しを行い、要綱等を改正した。 ・Web会議ツール有償版を用いて2件のオンライン視察対応を行った。(第6条再掲) ・ <u>タブレット導入に向けてオンライン視察を行った。(長野県長野市議会)</u>	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)	・タブレット導入検討 ・常任委員会、委員長の複数年検討 ・全員協議会資料のデータ配信 ・議員への連絡事項のデータ配信化 ・通年議会	・令和3年度 ・議員への連絡事項や会議日程の効率化のため、グループウェア(LINE WORKS)を導入した。 ・押印廃止に関する見直しを行い、要綱等を改正した。 ・オンライン視察対応のため、Web会議ツール有償版について検討し予算要求した結果、新年度予算に計上された。(第10条第5項 再掲) 【令和2年度】 ・議員への連絡事項・配布資料や会議日程の効率化のため、グループウェアなどのICT化を検討した。 ・グループウェアを活用し全議員をグループにした情報共有に取り組んだ。 ・全員協議会での資料について、データ配信化を検討した。 ・議事録作成の効率化に向け、執行機関にある反訳ソフトの機器を借りて、協議会で試した。 ・押印に関する見直しを行い、要綱等を改正した。 ・委員会室のWi-Fi整備した。 ・委員会室にPC電源を確保した。	
3	議会は、言論の府として議員の発言を保障し、かつ、議員相互間の討議等の方法により、活発な議論が行えるように努めなければならない。		<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)		・本会議における議員間討議を引き続き検討する。(第5条第1号 再掲)	【令和3年度】 【令和2年度】 ・退席の意見表明について引き続き検討し、試行的に、事前申出の上、討論の前に行うこととした。(第4条第1号 再掲)
4	議会は、政策を提言する機能を十分に発揮するため、議会組織の柔軟な活用に努めるものとする。	(総務・産業建設常任委員会) ・「 <u>指定金融機関の在り方について</u> 」の研修と「 <u>交通安全都市宣言について</u> 」の見直しを含めた研修を行った。 ・ <u>インボイス制度導入について協議・検討を重ね、全委員合意の上、「インボイス制度導入において、慎重な対応と支援強化を求める意見書」を国に提出した。</u> (厚生・文教常任委員会) ・ <u>緊急通報システム管理事業について協議した。</u> ・ <u>塵芥処理費について協議した。</u> ・ <u>小学校、中学校施設管理費について協議した。</u>	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和3年度】 ・総務・産業建設常任委員会は、食品ロス削減、ブランド野菜の推進、五条川健康ロードの除草対策について代表質問を行った。その際、委員会でも内容を協議する場も設けた。 ・厚生・文教常任委員会は、適応指導推進事業、生涯学習講座のオンライン化について政策提言に向けた協議を行った。 【令和2年度】 ・岩倉市議会政策提言の実施に関する要綱を作成し、提言に対する共通理解とより充実した内容ができるよう取り決めた。 ・総務・産業建設常任委員会では、放置自転車や自転車駐車場について政策提言を行った。その際、議員全員での内容を協議する場も設けた。 ・総務・産業建設常任委員会では、選挙における投票率向上に向けた取組の追跡調査を行った。

議会基本条例		令和4年度の取組実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の取組実績等
5	議会は、自らの改革に継続的に取り組むものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 議会基本条例推進協議会では2つのチーム（ICT・市民参加）を編成し、課題の検討を行った。 ・ 常任委員会における審査の録画配信を行った。（第11条第1項 再掲） ・ Web会議ツール有償版を用いて2件のオンライン視察対応を行った。（第6条再掲） 	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）			<p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会基本条例推進協議会では2つのチーム（ICT・市民参加）を編成し、課題の検討を行った。 ・ 10月甲州市、11月湖西市と正副議長及び広報委員会でオンライン視察対応を行った。 ・ 常任委員会における審査の録画配信を行った。（第11条第1項 再掲） ・ 「岩倉市議会ふれあいトーク実施要綱」の一部改正を行った。「会派室等に設置されたパソコン使用に係る申し合わせ事項」、「岩倉市議会議員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の公表基準」、「新型コロナウイルス感染症に対する議員の対応について」を申し合わせ事項に追加した。（第4条第3号 再掲） <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会基本条例推進協議会では3つのチーム（ICT・BCP・市民参加）を編成し、課題の検討を行った。 ・ 常任委員会における審査の録画配信を行った（第11条第1項 再掲） ・ 欠席事由における標準会議規則の改正、オンライン会議に向けた委員会条例の改正を検討した。 ・ 新たに次の要綱等を整備した。「岩倉市議会政策提案の実施に関する要綱」「岩倉市議会の議会動画のインターネット配信に関する要綱」「岩倉市議会議員防災服等貸与規定」（第4条第3号 再掲） ・ 議会報告会及び意見交換会実施要綱を見直した。 ・ 慣例及び実例集を見直し改正した。
第18条	（議員定数）					
	議員定数は、本条例に沿った議会としての機能を果たすのにふさわしいものとするを基本とし、岩倉市議会の議員の定数を定める条例（平成14年岩倉市条例第18号）により定めるものとする。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他（対象外）			<p>【令和3年度】</p> <p>【令和2年度】</p>
第19条	（議員報酬）					
1	議員報酬は、本条例に沿った議員の責務と活動にふさわしいものとするを基本とし、岩倉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成3年岩倉市条例第8号）により定めるものとする。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他（対象外）			<p>【令和3年度】</p> <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民生活の実態をみて、新型コロナ対策への財源確保のため、8か月10%を削減する条例を制定した。
2	議会は、議員報酬の改正に当たっては、市政の現状、課題、将来予測等を十分考慮し決定する。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他（対象外）			<p>【令和3年度】</p> <p>【令和2年度】</p>
第20条	（議長及び副議長）					
1	議長は、議会を代表し、議場の秩序保持、議事の整理及び議会事務を統理し、並びに公平公正な議会運営に努めなければならない。		<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）			<p>【令和3年度】</p> <p>【令和2年度】</p>
2	議長は、議会全体の代表者として、中立性のある活動を行うものとする。		<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）			<p>【令和3年度】</p> <p>【令和2年度】</p>
3	副議長は議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、議長の職務を行うものとする。		<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）			<p>【令和3年度】</p> <p>【令和2年度】</p>

議会基本条例		令和4年度の取組実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の取組実績等
第21条 (委員会の運営)						
1	委員会は、所管に関わる市政の課題について、議案等の審査、所管事項の調査及び政策提案を積極的に行うものとする。	<p>(総務・産業建設常任委員会)</p> <p>・<u>議会の閉会中においても、「指定金融機関の在り方において」の研修を行った。</u></p> <p>・<u>議会の閉会中において、農業委員会との意見交換会を実施し、情報の共有及び意見交換に努めた。</u></p> <p>(厚生・文教常任委員会)</p> <p>・<u>福井県鯖江市の「眼育さばえプロジェクト」について行政調査を行った。</u></p> <p>・<u>福井県あわら市の「2学期制の導入」及び「学力向上に向けた取組」について行政調査を行った。</u></p> <p>(財務常任委員会)</p> <p>・決算審査を基に協議会を活用し課題をとりまとめ、所管する委員会での検討事項とした。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			<p>【令和3年度】</p> <p>・財務常任委員会は、決算審査を基に協議会を活用し課題をとりまとめ、所管する委員会での検討事項とした。</p> <p>・総務・産業建設常任委員会は、食品ロス削減、ブランド野菜の推進、五条川健幸ロードの除草対策について代表質問を行った。その際、委員会で内容を協議する場も設けた。</p> <p>・厚生・文教常任委員会は、適応指導推進事業、生涯学習講座のオンライン化について政策提言に向けた協議を行った。(第17条第4項 再掲)</p> <p>【令和2年度】</p> <p>・財務常任委員会では、決算審査を基に協議会を活用し課題をとりまとめ、所管する委員会での検討事項とした。</p> <p>・総務・産業建設常任委員会では、放置自転車や自転車駐車場について政策提言を行った。その際、議員全員での内容を協議する場も設けた。(第17条第4項 再掲)</p> <p>・総務・産業建設常任委員会では、選挙における投票率向上に向けた取組の追跡調査を行った。(第17条第4項 再掲)</p> <p>・市議会サポーターの声(交通安全宣言・思いやり条例)に対し参考資料を配布するなど検討した。</p>
2	委員会は、その意思決定に当たり、市民等の意見聴取に努めるとともに、委員相互間の自由な討議を行うものとする。	<p>・財務常任委員会は、決算審査及び新年度予算事業に対し、ホームページ上で意見募集したものを審議に反映した。(第4条第2号 再掲)</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			<p>【令和3年度】</p> <p>・財務常任委員会は、決算審査及び新年度予算事業に対し、ホームページ上で意見募集したものを審議に反映した。(第4条第2号 再掲)</p> <p>【令和2年度】</p> <p>・委員会審査において議員間討議を行った。</p> <p>・財務常任委員会では、新年度予算事業に対し、ホームページ上で意見募集したものを審議に反映した。(第4条第2号 再掲)</p>
3	委員会は、議会の閉会中においても、市民等との情報共有及び意見の聴取のため、必要に応じて意見交換等を行うように努めるものとする。	<p>・<u>インボイス制度についての請願が継続審となり、商工会との意見交換会において意見を聴取した。</u></p>	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			<p>【令和3年度】</p> <p>【令和2年度】</p>
4	委員長は、委員会の十分な討議を保障し、公平公正な委員会運営に努め、委員長報告を自ら作成するとともに、質疑に対する答弁も責任をもって行わなければならない。		<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			<p>【令和3年度】</p> <p>【令和2年度】</p>
第22条 (代表質問、委員会代表質問及び一般質問)						
1	会派を代表する議員は、市長の所信表明及び施政方針に対して代表質問を行うことができる。		<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			<p>【令和3年度】</p> <p>【令和2年度】</p> <p>・4会派全ての代表者が代表質問を行った。</p>
2	常任委員会を代表する議員は、所管事項の政策提案を積極的に行うため、委員会代表質問を行うことができる。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)	<p>・<u>委員会代表質問には至らなかったが、協議検討等を行った。</u></p>	<p>・委員会代表質問後における執行機関側の対応について、検証、精査を行う。</p>	<p>【令和3年度】</p> <p>・3月定例会において、総務・産業建設常任委員会が、委員会代表質問を実施した。</p> <p>【令和2年度】</p>
3	議員は、議案以外の質問を行うことにより、市長等の政治姿勢をたずなど、市政発展のために積極的な提起の場として一般質問を活用し、今後の課題を明確に示さなければならない。	<p>・4回の定例会で延べ<u>37名</u>の議員が一般質問を行った。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			<p>【令和3年度】</p> <p>4回の定例会で延べ46名の議員が一般質問を行った。</p> <p>【令和2年度】</p> <p>・4回の定例会でのべ49名の議員が一般質問を行った。</p>

議会基本条例		令和4年度の取組実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の取組実績等
第23条 (議会事務局の機能)						
1	議会事務局は、議長の統理する事務を遂行し、議会の政策立案活動、調査活動を補佐する役割を担うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・陳情 を請願並みに取り扱うことについて、全国市議会議長会への確認及び県内市議会の状況を調査した。 ・コロナ禍における行政視察の受入れについて、近隣市議会の状況を確認した。 ・議会だよりの音声版について、県内市議会の状況を確認した。 	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			<p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9月定例会において、議案に対する監査委員への意見聴取を行うにあたり、議事運営方法について全国議長会に確認した。 ・オンライン会議等に対応できるよう、Web会議ツール有償版の導入に向けて調査・研究をした。 ・議会ホームページ内に、新たに子ども向けページを設置するにあたり、先進議会の調査・研究をした。 ・コロナ禍における近隣市議会の議会運営、対応等を調査・研究した。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決議、議員報酬の削減を提案する際、近隣市議会の動向等の調査を行った ・オンライン会議等、先進議会の調査・研究を行った。
2	議会は、議会事務局の機能を強化するため、その体制の整備に努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度職員配置要望で常勤の会計年度任用職員1名を要望した。 ・会計年度任用職員(秘書企画課派遣)について、議会事務局に派遣経験のある人が派遣されるよう要望し、また、その配置については必要な日数を確保した。 	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)		<ul style="list-style-type: none"> ・事務局職員の増員を今後も継続して要望していく。 	<p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事当局に事務局事務経験のある会計年度任用職員が派遣されるよう要望した。 ・会計年度任用職員の配置について、必要な日数を確保した。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同じ会計年度任用職員が配置されるよう人事当局に要望した。 ・会計年度任用職員の配置について、必要な日数を確保した。(実績:年間41日)
3	議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとし、あらかじめ市長と協議を行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局職員人事に関し、市長と協議した。 	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			<p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局職員人事に関し、市長と協議した。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月の事務局職員人事に関し、市長と協議した。
4	議会事務局の職員は、常に議会の活性化、充実及び発展を心掛け、行動するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・岩倉市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について提案をした。 ・ホームページで公開している政務活動費の収支報告と領収書についてリンクをさせた。(第9条再掲) ・議会サポーターの活用として、議会だよりに関するアンケートの実施を提案した。 ・議会基本条例第6条に規定する「議員研修の充実強化」にあたり、各議員に研修等の情報提供を行った。 ・朝礼を実施する中で、職員間の情報共有及び業務の確認を行いながら、適正な議会事務となるよう努めた。 ・定例会において職員の担当業務を交代する日を設け、有事の際に対応できるよう事務局内の体制強化に努めた。 	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			<p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝礼を実施する中で、職員間の情報共有及び業務の確認を行いながら、適正な議会事務となるよう努めた。 ・定例会において職員の担当業務を交代する日を設け、有事の際に対応できるよう事務局内の体制強化に努めた。 ・会議規則及び「岩倉市議会ふれあいトーク実施要綱」の一部改正について提案した。 ・「会派等に設置されたパソコン使用に係る申し合わせ事項」、「岩倉市議会議員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の公表基準」等を提案した。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝礼を行い、情報共有に努めている。 ・担当業務以外の業務経験を積む機会を設け、全体のレベルアップを図った。 ・防災服貸与規定をはじめ、政策提案の実施に関する要綱、議会動画のインターネット配信に関する要綱を提案した。
第24条 (災害対応)						
1	議員は、市民の生命及び財産を災害から保護するため、災害対策本部と共に防災活動を実施する。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他(対象外)	<p>コロナ禍において、執行機関の要請により、9月に開催予定の市防災訓練は規模縮小のため訓練に参加しなかった。</p>		<p>【令和3年度】</p> <p>【令和2年度】</p>
2	議員は、災害が発生することが予想される際には、地域情報を把握するとともに災害対策本部と情報を共有し、災害の未然防止に努めなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・グループウェア(LINE WORKS)を活用し市の災害情報を共有した。 	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			<p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策支援特別委員会で対策本部との情報共有に努めるとともに要望書等を提出した。 ・議場用の防災用折りたたみヘルメットの導入について検討した。 ・新型コロナウイルス感染症対策として、行政視察の受入れ並びに先進地への行政視察及び政務活動費による視察・研修等判断基準を策定した。(6条再掲) <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスに対して、新型コロナウイルス感染症対策支援特別委員会を設置し対策本部との情報共有に努めるとともに要望書等を提出した。

議会基本条例		令和4年度の実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の実績等
3	議員は、災害対策、人命救助等に関わる各種講習会には積極的に参加し、知識技能の習得に努めなければならない。	・12月定例会において、議場でシェイクアウト訓練を実施した。 ・2月1日に災害用伝言ダイヤルの実施訓練を行った。	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）			【令和3年度】 ・7月に普通救急救命講習会を受講した。 ・12月定例会において、議場でシェイクアウト訓練を実施した。 ・2月1日に災害用伝言ダイヤルの実施訓練を行った。 【令和2年度】
4	議長は、災害が発生した場合においては、速やかに議会を開催し、予算審議、関連条例等に対応し、地域住民の協力を仰ぎ、1日も早い復旧に尽力するとともに、市民生活の安定維持に努めなければならない。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他（対象外）			【令和3年度】 ・ <u>議会BCPを作成した。</u> 【令和2年度】 ・議会BCP（案）を策定した。
第25条 (議員の政治倫理)						
1	議員は、高い倫理観が求められていることを自覚し、主権者である市民の厳粛な信託を受け、市民全体の奉仕者として、公正、誠実、清廉を基本として、その使命の達成に努めなければならない。		<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）			【令和3年度】 【令和2年度】
2	議員の政治倫理に関しては、別に定めるところによる。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他（対象外）			【令和3年度】 【令和2年度】 ・条例の見直しに向け、他市の条例を調査した。
第26条 (他の条例等との関係)						
	この条例は、議会に関する基本的事項を定めるものであり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合には、この条例に反してはならない。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他（対象外）			【令和3年度】 【令和2年度】
第27条 (検証及び見直し)						
1	議会は、この条例の目的が達成されているかを、特別委員会において年1回以上検証するものとする。	・12月定例会において、議会基本条例検証特別委員会を設置し、 <u>令和5年1月13日及び1月27日</u> に検証を行った。	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）		・第三者評価の導入	【令和3年度】 ・3月定例会において、議会基本条例検証特別委員会を設置し、令和4年3月28日、4月5日及び4月8日に検証を行った。 【令和2年度】 ・3月定例会において、議会基本条例検証特別委員会を設置し、令和3年3月29日、4月2日、及び4月7日に検証を行った。 ・市議会サポーターにも検証してもらうこともあり評価シートを見直し充実させた。 ・事前にセルフチェックできるシートを配布し実施した。
2	前項の検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正を含め、特別委員会において適切な措置を速やかに講ずるものとする。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他（対象外）			【令和3年度】 【令和2年度】
3	議会は、この条例を改正する場合には、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他（対象外）			【令和3年度】 【令和2年度】

◎ 特記事項